## 年金記録訂正請求に係る答申について

# 近畿地方年金記録訂正審議会 令和2年2月 20 日答申分

### ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

3件

厚生年金保険関係

3件

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1900467 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1900219 号

#### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年3月1日から平成6年10月1日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成4年3月から平成6年9月までの標準報酬月額が、同社が届けた報酬額に見合う標準報酬月額より低い額(8万円)に減額訂正されている。

私は、A社の代表取締役で、請求期間には減額訂正される前の標準報酬月額に見合う報酬 月額(42万円)を同社より受けており、訂正届を提出した覚えも、届出を指示した覚えもないので、請求期間の標準報酬月額を減額訂正前の額に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社における請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、平成6年4月12日付けで、平成4年3月1日に遡って8万円に減額訂正されている。

また、請求者から提出されたA社の給料台帳によると、請求者の請求期間に係る報酬月額が前述の遡及減額訂正後の標準報酬月額に見合う額に降給した事情は見当たらないことから、減額後の標準報酬月額は事実に即した記録ではなかったことがうかがえる。

一方、商業登記の記録により、請求者は、A社の設立時から請求期間の前後を通じて、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、請求者は、前述の遡及減額訂正について、訂正届を提出した覚えはない旨主張しているが、通常、社会保険事務所(当時)への届書は事業主から届け出されるところ、請求者から A社に係る平成5年2月、同年6月、同年7月及び同年8月を元本年月とする健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の延滞金に係る領収証書が提出されており、請求期間当時において、同社は社会保険料を滞納していたことが認められる上、同社の元役員は、「請求者は、代表取締役として、業務執行権限及び社会保険事務に係る決裁権限を持っていた。」旨、同社の元従業員は、「A社の会社印及び代表者印は請求者が管理しており、書類等に代表者印が必要な場合には、請求者が押印していた。」旨をそれぞれ回答していることから、当該遡及減額訂正について、同社の代表取締役である請求者が関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の業務を執行する責任を負う代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る遡及減額訂正に関与しながら、当該遡及減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1900511 号 厚生局事案番号 : 近畿 (脱) 第 1900002 号

#### 第1 結論

昭和37年7月23日から昭和44年12月9日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和37年7月23日から昭和44年12月9日まで

支給済期間 : ① 昭和37年7月23日から昭和43年1月31日まで

② 昭和44年2月13日から同年12月9日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間について、昭和45年3月24日に脱退手当金が支給された期間と記録されているが、同年1月以降、私はA国に移住しており、当時、脱退手当金をもらった記憶は一切ない。

調査の上、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金の給付対象となる被保険 者期間に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者のB事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、オンライン記録において、請求期間に係る脱退手当金の支給記録が確認できるところ、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、請求者の同事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日(昭和44年12月9日)から約3か月半後の昭和45年3月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、請求者の代理人(請求者の弟)は、請求者について、昭和45年1月にA国に永住する際、日本に帰国する考えはなかったと思う旨陳述しているところ、在A日本国大使館発行の在留証明を見ると、請求者は、昭和45年1月から現在に至るまでA国に在留していることが確認できる上、請求者は、請求期間後、日本の公的年金制度に加入歴がないことから、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

このほか、請求者の請求期間に係る脱退手当金が支給されていないことをうかがわせる事情 は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退 手当金を受給していないものと認めることはできない。 厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1900503 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1900220 号

#### 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所(後に、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所 : 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和30年8月22日から昭和32年4月1日まで

② 昭和32年7月10日から昭和34年12月1日まで

請求期間①について、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和30年8月22日となっているが、昭和32年3月末日まで勤務していたので、資格喪失年月日を昭和32年4月1日に訂正してほしい。

請求期間②について、B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和32年7月10日となっているが、昭和34年11月末日まで勤務していたので、資格喪失年月日を昭和34年12月1日に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

1 請求期間①について、当時の事業主は既に亡くなっている上、A社の現在の事業主は、当時の資料は残っておらず、当時の経理担当者も亡くなっている旨回答しており、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、請求期間①に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の元同僚に照会したところ、一人が請求者を記憶している旨回答しているものの、同人は請求者が同社に1年も勤めることはなかった旨陳述しており、請求者の当該期間における勤務実態等が確認できる回答及び陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 請求期間②について、C社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成 12 年に解散して おり、当時の事業主も既に亡くなっている上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなっ た当時の事業主は、請求者に係る資料は残っていない旨回答及び陳述しており、請求者の当 該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、請求期間②に厚生年金保 険被保険者記録が確認できる複数の元同僚に照会したところ、二人が請求者を記憶している 旨回答しているものの、このうちの一人は、請求者が同社に1年も勤めることはなかった旨 陳述しており、請求者の当該期間における勤務実態等が確認できる回答及び陳述を得ること はできなかった。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。